



金沢市消防局からのお知らせ

## 消防訓練計画通知書の消防署提出について オンライン手続きが可能となりました

スマートフォン・パソコンから手続きできます！

消防訓練計画通知書とは？

消防法施行令別表第一（１）～（４）項、（５）項イ、（６）項、（９）項イ、（１６）項イ又は（１６の２）項の防火対象物の防火管理者は、消防訓練を実施する場合に、あらかじめ、その旨を消防機関に通知する必要があるため、その際に提出する書類。

○下記 URL もしくは QR コードから「金沢市電子申請サービス」へアクセスしてください。

・ URL

<https://s-kantan.jp/city-kanazawa-ishikawa-u/>

・ QR コード



※ 1. オンライン手続き以外の場合は、管轄消防署へ消防訓練計画通知書を提出するか、FAX 送信してください。

※ 2. 訓練機材の貸出し、職員の派遣が必要な場合は、管轄消防署へご連絡ください。

【お問い合わせ先】

中央消防署	予防係	TEL:076-280-5041	FAX:076-280-5043
駅西消防署	予防係	TEL:076-280-6094	FAX:076-280-6095
金石消防署	予防係	TEL:076-280-7037	FAX:076-280-7039